

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷六十第

行發日一月二年二十正大

論叢

資本主義經濟學と自然法則 . . . 法學博士 河上 肇
 納稅義務者としての國家 . . . 法學博士 神戸 正雄
 階級に就いて . . . 文學博士 高田 保馬

時論

養蠶業の擴張及び改善 . . . 法學博士 戸田 海市
 農業不動産金融と一般不動産金融 . . . 法學博士 河田 嗣郎

說苑

個人主義及社會主義局外觀 . . . 法學博士 財部 靜治
 舊岡山藩の社倉法に就て . . . 經濟學士 黒 正 巖

雜錄

地租の改廢に就て . . . 法學博士 小川 郷太郎
 白耳義に於ける失業保險制度に就て . . . 法學士 一戸 二郎

雜錄

地租の改廢に就て

小川郷太郎

第四十六議會が其幕を開かんとするに當つて、地租の改廢に關する議論が矢釜ましくなつて來た、此議會に於ける大論戰の一は地租を中心として行はれるかとも思はれるのである。

地租改廢に關する論争に動機を與へたのは、政府の税制整理案である。政府案に依れば營業税を改正して千九百萬圓を減せんとするに拘らず、地租は従來の儘にして置くことゝなつてゐる、所で營業税は主として都會の負擔する所となり、地租は主として田舎の負擔する所となるのである、それに營業税を輕減して地租を輕減せぬとあつては田舎の利害が顧みられぬとも謂へる、そこで農民の利益を代表せんとする人は之を默視することが出來ぬことゝなるので

ある。

斯様の事情で、憲政會は先づ地租輕減論を振り翳さして論陣を張らんとしてゐるし、革新俱樂部は逸早く地租と營業税とを地方税に委譲すべきことを高唱せんとしてゐる。政友會は其初め地租には手を染めないといふ論を採つて居つたやうであるが、其間に地租輕減論が勃興し二百二十名の連判組が出て來て幹部に迫るといふやうな有様となり、幹部も終に地租は全部地方税に委譲すべきことを決議するに至つたといふことである。さうすると政友會も亦地租委譲論を採るものと見て差支なからう。かくして政府案と各政黨の主張とは互に相異つて來たのである。是れ私が第四十六議會に於ては地租を中心として大論戰が行はるであらうといふ所以である。そこで私は茲に政府案と地租輕減論と地租委譲論とを批評して見たいと思ふ。

二

●●●
政府案は營業税の千九百萬圓輕減に對して地租には輕減をなさぬといふのであるから、形式

の上から論ずれば、減税は都鄙の間に於て均衡を得ないといふ批難が起つて來るのである。

所で一步を進め、大正十二年度の豫算案に就て之を考ふれば、事實上、田舎に對し減税を行ふこととなるものがある。それは外でもない、義務教育費國庫負擔額を三千萬圓増加することである。此三千万圓は市町村の間に配分せられることとなるのであるが、文部當局が其配分に就て立案してゐる所を聞くに、都市に配分せらるゝ額は三百六十萬圓に止まり、残りは悉く町村に配分せらるゝこととなるさうである。さうすると町村は其配分を受くる限度に於て其町村税を減することが出来る。而して今日に於ては町村税の中最も重く課せられてゐるものは戸數割であるから、此場合に於ても戸數割の減税となつて來るであらう。是れ私が田舎も亦減税の恩典に浴すといふ所以である。

併し乍ら出舎は戸數割に於て減税せられ、都會は營業税に於て減税せられるとしては、平仄が合はぬ、何となれば戸數割は人税であつて、

營業税は物税であるからである。そこで一方が營業税といふ物税に於て減税するとせば、他方も亦同じく物税に於て減税すること、せねばならぬ、而して町村税の物税といへば、地租より外無い。従て義務教育費國庫負擔の増額が町村に配分せられる程度に於て町村の地租附加税を減すれば可いこととなる。此の如くすれば都會に於ては營業税を輕減し、出舎に於ては地租附加税を輕減することとなるから、減税が都鄙の間に均衡を得ないといふ批難を免るゝことが出来る、政府が此際探るべき策は地租附加税の制限を聲明するより外あるまいと思はれるのである。

三

所謂地租輕減論は地租の税率を減せんとするのである、憲政會案は現在田畑地租の税率が地價に對し百分の四・五であるのを改めて百分の二・五とせんとするのである、政友會の地租輕減論者の主張も亦之と大同小異であると思つてよろしい。

成程地租の稅率を減すれば、それだけ地租を輕減することとなる、地租の稅率を百分の二だけ減するとせば二千餘萬圓を輕減することになる。營業稅を千九百萬圓輕減するに對比すれば大體に均衡を得てゐるといふことが出来る。所で此論を徹底せんとせば、少くとも二千餘萬圓の經費を削減せねばならぬ、そこで如何なる費目に削減を加ふべきかといふことが問題となる、地租輕減論者は未だその點に就て意見を發表してゐない。併しそれは豫算上の問題であつて稅制の問題でないから姑く之を措かう。稅制の問題として考ふれば、地租輕減論は、地租の額を減するに止まつて、少しも稅制を整理しやうとしてゐないと評せねばならぬ。憲政會の主張する所に依れば、營業稅は特別所得稅とし、地租は現在の制度の儘とするといふのである。現在に於ける地租の制度は地價を課稅標準としてゐる、而して其地價は田畑に於ては明治九、十年頃に之を定めたるもので、其後其一部は修正せられたけれども、大體は其儘となつてゐる、

故に此法定地價は今日に於ける實際の土地價格と非常な相違を生じて來た、宅地價は明治四十三年に修正せられたけれども、是れ亦實際の土地價格と相距ること遠きものとなつてゐる。此の如き地價を課稅標準として課する地租は、土地の實際の所得に應ずる稅とならぬ、是が故に地租を改正せんとせば、此地租の根本的弊を除くことを考へねばならぬのである、が、地租輕減論者は此點に觸れてゐない。所で營業稅に至つては、現在の制度が其外形的標準に課するが爲めに實際の營業所得に應ずる稅とならぬから、其根本的弊を改めて營業特別所得稅を起さんといふのである、若し現行營業稅を廢し之に代ふるに特別所得稅を以てするの英斷に出でんとせば、地租に對しても亦同様の態度を探らねばならぬ筈である。然るに營業稅のみ根本的改正をなし、地租の制度は現在の儘とし只稅率を減するに止めんとしてゐるのは、辻褄の合つた論でないと言はねばならぬ。

●●●●●
地租委讓論は國稅としての地租を廢し、之を地方稅となさんとするものである。國稅としての地租は現に七千餘萬圓に上ぼつてゐるから、國稅の收入はそれだけ減することゝなる、地租の稅率を減するの比でない。故に地租委讓論は地租輕減論よりも更に一步を進めたものと謂はねばならぬ、又之を地方團體より見れば、由來恰好の特別稅がなく、國稅に附加稅を課するの外は無暗に戸數割を増して、一時を糊塗してゐる様の有様であるから、地租を特別稅とすることを得ば、以て地方財政の困窮を救ふことが出来る、從て地方稅制度整理の一端と看做すことが出来るのである。

此地租委讓論は營業稅委讓論と共に臨時財政經濟調査會に於て相當に練つた考である。私も稅制整理に關聯し、本誌に於て發表した諸論文に於て之を論究した。地租委讓論はそれ自身相當に理由あるものとして之を是認せねばならぬ、但し如何に之を實行するかに就ては、尙議論の餘地があると思ふ。

先づ第一に考へねばならぬのは、國稅としての地租を廢すれば國庫に七千萬圓の減收を來すことになるが、さうなつたらば如何に豫算の辻褄を合はすべきかといふことである。政友會の案に依れば地租委讓を政府に建議し明年の議會に其解決をなさうといふのであるから、大正十二年度の豫算の上には差し響きがないことになる。革新俱樂部の案に依れば、直に地租條例を廢止せんとするものであるから、大正十二年度の豫算案に於て少くとも七千餘萬圓の經費を削減せねばならぬことになる、然らば如何なる經費を削減すべきかといふ問題が併せて解決せられねばならぬ。

次に地租を地方稅に委讓するとして、營業稅をば國稅として留保するか否かといふ問題を考へねばならぬ。政友會案は、地租の委讓を聲明してゐるけれども、營業稅の委讓に言及してゐない。併し地租を地方稅に委讓し營業稅を國稅として留保するときは、收益稅制度を混亂せしむることゝなる。我國の現行直接稅制度は地租

と營業稅とを以て收益稅の兩柱となし、以て所得稅を補足してゐるのである。然るに地租を地方稅に委讓し、營業稅を國稅として留保するときは、我國直接稅制度は所得稅を補ふに營業稅のみを以てするものとなり、收益稅を分裂せしむることゝなるのである、斷じて稅制を整理する所以で無いといはねばならぬ、故に稅制を整理せんとせば、地租を委讓する限り、營業稅をも委讓せねばならぬ。こは臨時財政經濟調查會の案ともいふべきものである、革新俱樂部は之を取つて自分の案とし、地租の委讓と共に營業稅の委讓を提唱してゐる。地租と營業稅とを二つながら地方稅に委讓するの論は論理一貫してゐるが、之を實行するには二の前提條件が必要素となる。其第一の前提條件は豫算の辻褃を合はすことであり、其第二の前提條件は身代はりの稅を立てることである。

豫算の辻褃を合はすといふは、前に地租に就て言つたことを營業稅にも當て嵌めるのである。地租の收入は七千餘萬圓、營業稅の收入は六千

餘萬圓である、それを合すれば一億三千餘萬圓となる。今之を地方稅に委讓するとせば、國庫は一億三千餘萬圓の收入を失ふことゝなる。是が故に此論を實現せんとせば、經費に於て一億三千萬圓を削減せねばならぬ、それが大正十二年度の豫算案に於て行はれるか否かは大なる疑問である。

若し大正十二年度の豫算案に於て一億三千萬圓を削減することが出来ないとするれば、革新俱樂部の案は實現するに由あるまい、それでも尙之を實現せんとせば、地租と營業稅とを地方稅に委讓する代りに、其身代りとなるべき稅を起さねばならぬ。更に又國稅としての直接稅制度を考ふるに、所得稅だけが殘されて、之を補足する稅を缺くことになり、財産重課殊に財産所得重課の趣旨を貫くことが出来なくなる、是れ稅制整理をなす所以でない。そこで稅制の上より考ふるも、地租並に營業稅を地方稅に委讓する以上は其身代はりとして新しい稅が起されねばならぬ。斯くして臨時財政經濟調查會の立案

した財産税が考へられて來ることになるのである。

之を要するに、地租委譲論が實行せらるゝことありとせば、そは地租委譲だけでは濟まぬこととなり、總ては營業税の委譲をも伴ふこととなるであらうし、終に又財産税を起す機運を生ずることにもならうかと思はれるのである、若し斯様に議論が進んで來れば、直接税並に地方税の整理をなすことが出來るであらう。私は第四十六議會に於ける地租に關する論争が此點迄進んで來ることを望んで已まないのである。